

〇〇省〇〇課・室 パブコメ担当 宛

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める告示」に追加する化学物質に対する意見

【氏名】

(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・ 該当箇所
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい)